日調連発第１８３号
平成２７年１０月２１日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（参考送付）

この度、法務省民事局民事第二課から、標記について別添のとおり情報提供がありましたので、参考までに送付します。

本件は、中部電力株式会社代表取締役から民事第二課長への照会に対する回答に関するものです。

別　添

別紙甲号

平成２７年９月９日

法務省民事局
民事第二課長　野口　宣大　殿

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役
勝　野　　哲

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について

謹啓　時下ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、当社におきましては、登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項につきまして、平成２３年６月１６日付名古屋法務局不登第４９８号にてご教示を賜っております。

おかげをもちまして、電力供給設備等の用に供するための用地買収、送電線下における地役権設定等に関する登記申請について当社代表取締役から支店長等出先機関の長に委任事項を包括的なものにした委任状を交付し、これを使用した登記の申請を行うことにより、登記申請業務の合理化、迅速化が大いにはかられております。

ところで、上記委任状につきまして、現状の登記申請業務を整理するとともに、下部委譲に伴う委任事項について一層明確化を図る目的から、今後、別添様式の委任状をもって、登記の申請を行うことを検討しております。

つきましては、ご多忙中恐縮ではありますが、なにぶんのご教示を賜りたく、ご照会申しあげます。

なお、差し支えない場合は、名古屋法務局、同局管内地方法務局、静岡地方法務局及び長野地方法務局の登記官に周知方お取り計らいくださるようお願い申しあげます。

敬　具

法務省
27.9.14
受付
民事局民事第二課

別紙様式

委　任　状

（住所）
中部電力株式会社
（出先機関の長）　○○　○○

私は上記の者を代理人と定め，次の事項に関する一切の権限を委任します。

１．中部電力株式会社を登記権利者とする土地について，所有権移転の登記（仮登記を含む。）の申請及び中部電力株式会社を買主とする土地売買契約の締結

２．中部電力株式会社を登記権利者とする地役権設定，変更，更正及び地上権設定，変更，更正の登記（仮登記を含む。）の申請並びに地役権設定，変更契約及び地上権設定，変更契約の締結

３．中部電力株式会社を登記義務者とする土地について，所有権移転の登記の申請及び中部電力株式会社を売主とする土地売買契約の締結

４．中部電力株式会社を登記義務者とする地役権及び地上権の登記の抹消の申請並びに地役権及び地上権の登記の抹消契約の締結

５．中部電力株式会社を地役権者とする地役権及び中部電力株式会社を地上権者とする地上権が設定されている土地の所有権を中部電力株式会社が取得した場合における権利の混同を原因とする当該地役権及び地上権の登記の抹消の申請並びに当該地役権及び地上権が権利の混同により消滅したことの証明

６．中部電力株式会社所有の土地について，分筆，合筆及び更正，変更の登記の申請

７．中部電力株式会社を地役権者とする不動産登記令別表の八の項添付情報欄ロ及び同令別表の九の項添付情報欄に基づく地役権設定の範囲を証する情報及び図面の作成

８．中部電力株式会社が所有する土地及び権利を有する土地について，登記名義人の氏名若しくは名称又は住所についての変更の登記の申請

９．上記の登記申請の取下げ及びその場合の申請書添付書類の原本還付請求とその受領並びに登録免許税の現金還付証明書交付請求又は未使用証明の請求とその受領

１０．上記の登記の登記識別情報及び登記完了証の受領並びに委任状及び資格証明書の原本還付請求及びその受領

１１．上記の登記の電子申請における登記識別情報の暗号化及び復号に関する一切の権限

１２．上記の登記申請についての復代理人の選任

平成２７年　○月　○日

名古屋市東区東新町１番地
中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲

別紙乙号

機密性２　可用性２　完全性２
法務省民二第５０５号
平成２７年１０月１４日

中部電力株式会社
代表取締役　勝野　哲　殿

法務省民事局民事第二課長

登記申請業務の下部委譲に伴う委任事項について（回答）

本年９月９日付けをもって照会のありました標記の件については，貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

なお，この旨を名古屋法務局，同局管内地方法務局，静岡地方法務局及び長野地方法務局に通知しましたので，申し添えます。